

岩手県企業局管理規程第2号

企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局公印規程の一部を改正する規程

企業局公印規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
公 印		管守機関	公 印		管守機関
印刻文字	大きさ（ミリメートル）		印刻文字	大きさ（ミリメートル）	
[略]			[略]		
岩手県企業局経営総務室管理担当課長	〃	〃	岩手県企業局経営総務室管理担当課長	〃	〃
岩手県企業局経営総務室予算経理担当課長	〃	経営総務室予算経理担当課長	<u>岩手県企業局経営総務室認定任用担当課長</u>	<u>〃</u>	<u>経営総務室認定任用担当課長</u>
			岩手県企業局経営総務室予算経理担当課長	〃	経営総務室予算経理担当課長
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。